

令和5年度 第1回高知市障害者計画等推進協議会 議事録

日時：令和5年7月13日（木）14:30～16:30

場所：本庁舎6階 611・612・613会議室

（司会：障がい福祉課 泉課長補佐）

定刻よりやや早いですけれども、ただいまから令和5年度第1回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。本日は皆様ご多用中のところ、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます障がい福祉課、泉と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは開会にあたりまして高知市健康福祉部長の橋本より、ご挨拶申し上げます。

（健康福祉部 橋本部長）

皆さんこんにちは。高知市健康福祉部長の橋本でございます。本日はお忙しい中、高知市障害者計画等推進協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃は本市の健康福祉行政にご理解ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、この3年あまり社会に大きな影響を与えました新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日から感染症法上の位置付けが5類となりまして、生活に関する様々な制限も緩和されるなど、少しずつ日常が戻りつつあります。これまで関係各所の皆様には感染対策や利用者への支援など、多くのご協力をいただきましたことにつきまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。引き続き高齢者や基礎疾患を有する方々におかれましては注意が必要でございますので、皆様方には感染対策など、今後ともご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本市では現在策定しております障害者計画で、「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を基本理念とし、他の政策と連動させながら地域共生社会の実現を目指しております。また本計画で掲げます4つの重点施策を中心に関係機関の皆様とともに、具体的な取組を進めているところであります。本日はこれらの施策の成果及び課題の報告と国から示されました次期計画に関する基本指針につきまして、ご説明をさせていただきます。また現在計画の見直しに向けまして障害のある当事者やご家族のニーズ調査を実施中であります。委員の皆様には本日の報告や国の動向始め、今後お示しいたしますニーズ調査の結果を踏まえまして、次期計画の策定に関する協議を深めていただきたいと考えておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

（司会：障がい福祉課 泉課長補佐）

まず、本日使用する資料の確認をさせていただきます。事前に4点お送りさせていただいております。A4縦1枚物の令和5年度第1回高知市障害者計画等推進協議会次第。A4縦左側ホチキス留めの令和5年度第1回高知市障害者計画等推進協議会資料。A3縦横左方ホチキス留めの資料1 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）

進捗状況、資料2ふくふくまっぷの4点となります。お手元に資料がない方はいらっしゃいませんでしょうか。

それでは今回の推進協議会の開催趣旨を説明させていただきます。令和5年度第1回高知市障害者計画等推進協議会資料の2ページをご覧ください。協議会は高知市障害者計画、高知市障害福祉計画及び高知市障害児福祉計画の推進にあたり、高知市障害者計画等推進協議会条例第2条の規定に基づく協議をしていただくために開催するものです。この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際にはまずお名前をおっしゃっていただき、そののちご発言をお願いいたします。

ここで石元委員につきましてご報告させていただきます。平成31年4月より長きにわたり障害者計画等推進協議会の委員としてご就任いただいております。特定非営利活動法人ワークスマらい高知、発達障害者就労支援センターこうちMIRAIZの石元委員ですが、本年5月2日に療養中のところご逝去されました。石元委員は長らく発達障害の方の支援に関わられてこられ、高知市の障害児・者の方の生活の質の向上にご尽力されてこられました。本当に残念ではございますが、石元委員の思いも胸にしっかりと刻みながらこれからも取り組んでまいりたいと思います。この場をお借りいたしましてお悔やみ申し上げます。

委員の皆様の名簿につきましては、お手元の令和5年度第1回高知市障害者計画等推進協議会資料1ページに掲載しております。名簿の2番目の竹島様、3番目の中屋様、7番目の竹島様、9番目の西岡様、11番目の秋永様、12番目の宇川様につきましては、本日ご欠席の連絡をいただいております。また、14番目の田所様につきましては遅れての参加とご連絡をいただいております。

続きまして今年度4月に人事異動がございましたので、本日出席しております高知市の課長級以上の職員を紹介させていただきます。健康福祉部長、橋本和明。

(健康福祉部 橋本部長)

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

こども未来部長、大野正貴。

(こども未来部 大野部長)

こども未来部長の大野でございます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

健康推進担当理事保健所長、豊田誠。

(健康推進担当理事保健所長 豊田所長)

豊田でございます。よろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

健康福祉部副部長、入木栄一。

(健康福祉部 入木副部長)

入木でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

福祉事務所長，和田秀幸。

(福祉事務所 和田所長)

いつもお世話になっております。福祉事務所長の和田でございます。よろしくお願ひします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

こども未来部副部長，和田典子。

(こども未来部 和田副部長)

和田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

障がい福祉課長，大中卓実。

(障がい福祉課 大中課長)

障がい福祉課長の大中でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

健康増進課長，小藤吉彦。

(健康増進課 小藤課長)

小藤でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

教育研究所長，越智知恵。

(教育研究所 越智所長)

越智でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

地域共生社会推進課長，島崎由紀子。

(地域共生社会推進課 島崎課長)

島崎でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

以上でございます。それではここからは河内会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。河内会長よろしく願いいたします。

(河内会長)

失礼いたします。ただいまから進行します高知県立大学社会福祉学部の河内と申します。よろしく願いいたします。前年度から役員が改選して2回目の開催となります。前回欠席された委員もいらっしゃいますので、山本委員と川村委員に一言ずつご挨拶をいただくとこから始めたらと思うんですけど、マイクって回していただいても構いませんか。申し訳ないです。山本委員からちょっと一言よろしく願いいたします。

(山本委員)

昭和会の山本です。前回欠席したことすら覚えていないですけども、しっかり報告のほう聞いて、また、次年度の計画につながるようにいろいろ考えていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(川村委員)

日頃よりお世話になっております。高知県立療育福祉センター内にあります発達障害者支援センター所長をしております川村と申します。前回欠席して申し訳ございませんでした。発達障害児・者支援をしておりますので、その立場でいろいろ意見を言わせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(河内会長)

はい。ありがとうございます。今回は令和5年度の第1回の高知市障害者計画等推進協議会となっております。この「等」の意味なんですけど、冒頭繰り返し話が出てますけど、3つの計画を推進していく。すなわち、障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画ということになります。障害者計画は基本的な考え方とか理念を示したものです。先程から出てきている地域共生社会の実現とか、それを高齢者とか、子どもとか、地域住民が一体となって作っていくとか、そういうことが書かれたということになってます。福祉がついているもの。これは大人と子どもと分かれているってことですけども、具体的なサービスをどう実現していくか。その理念と具体的なサービスをどう結び付けていくかっていうそういう観点となっております。つまり理念と考え方と実際のサービスがどうやって一体的に結びついていくか。こういった計画を検討しているということです。ぜひとも計画立てたからには、やはり実際の実現というところが鍵になってくると思います。もちろん当事者の方、そして当事者のご家族の方、現場で働く職員の方々が、この計画が実際に届いているなって、実感が持てるような計画にしていけたらというふうに考えております。

今回令和3年度から令和5年度なので最終年度の総括の年になるということで、前回重点施策の進捗状況をしていただいているところです。重点施策っていうのは子どもの支援であったり、相談支援だったり、地域での生活の支援、大枠3点ですね。就労っていうことも入ってきますけど、そういった3点がいかになされてきたのかっていう高知市からの報告を踏まえて、実際の委員の皆様の視点からのすり合わせをした。そういうところが前回までの流れとなっています。今回はさらに重点施策の意見を踏まえての経過報告と、さらに重点施策

とは違った施策の報告もしていただけたらということで、先ほど来の目的に従って委員の皆様からご意見をいただけたらと思っております。

もう一点、前回の検討で議論になったことです。次年度以降計画を作るにあたってベースとなる、根拠となる調査をするということで現在調査は進行しています。その調査項目の検討をしました。まず、調査にあたって誰が回答するのかって問いがありました。もちろん当事者の方が回答するんですけど、当事者の方が何らかの理由で回答できない場合、それは他者がするってことになります。具体的にはご家族の方であったり、現場の支援者であったりって方がされる。その誰がしたかってことが書かれてあったんですけど、最後に書かれていたんですよね。これは少し分かりにくいということで、まず1番目に書くようにしています。なので回答者が誰か。それは本人なのか、ご家族なのか、支援者なのか、その他なのかってところ、ご意見を踏まえて前にもってこささせていただいております。それが何故他者が書いているのか。例えば機能的に手が使えないので書いてもらっているのか、あるいは意思表示が困難だから書いてもらっているのかによっても、その反映度が変わってきますので、何故代弁、代筆しているのかってそういう理由も問うようにしております。

さらにこれも議論があったんですけど、できるだけ分かりやすいアンケート用紙にどうやってできるか。例えば絵を使ったりとか、写真を使ったりすることによって、より分かりやすく回答する人がいるんじゃないか。そういうディスカッションもありました。それもいろんな都道府県の調査とか、既存の調査を見てみたんですけど、なかなか量の調査をするときに、個別具体的にしてみると、それはそれで取りたいデータが取れなくてみたいな整合性から、なかなか難しいってことが分かりました。個別のことはやはり個別の支援者ってというのがとても一番分かっているの、誰が回答したかの後に、ご本人さんにとって分かりやすい方法を用いて、ご本人さんの意思を確認しながら書いてくださいっていう、こういうお願い文も一つ加えています。なので例えばカードとか、写真とか使える方は使ったらいいですし、分かりやすい言葉を使うなら使えるように、一番支援者が伝わりやすい方法でやっていただきたい。それで可能な限り本人の意思を反映してほしいという、そういうことを事務局の方と検討をしております。

もう一点、一番議論になったところかもしれません。自分らしく暮らせているのかっていう問いがあって、これが非常に抽象的だっていう話です。これも自分らしくっていうのも私もいろいろ帰って調べてみたんですけど、自分らしさっていう言葉自体が海外にはなくて、日本独自のものな感じが分かりました。「自分」と「らしさ」の結合語でできていて海外にはその言葉はない。自分っていうのを調べてみると、海外にないところで非常に面白くって、例えば海外だったら自分の事を“I”って言ったりする。そういうことなんですけど、日本だったら私やったら私って言ったりとか、僕って言ったりだとか、俺って言ったりとか、そういう多様性があるっていうのが、良い意味でも悪い意味でも日本っていうのはそういう曖昧さとか、阿吽の呼吸みたいなそういう背景からできているっていうことが分かったんです。自分らしさっていうのは人として認められることとか、尊重されることっていう。これは日本語的な意味とか広辞苑的な意味なんですけど、分かりやすさの背景には、自分っていうのもいくつかの捉え方があって、それは社会的文脈とか他者との関係性の中で出てくるっていう日本特有の部分からの分かりにくさっていうのが分かりました。分かりにくいのでなかなか定義が難しくって、そのまま項目を使ってやっても調べたいことが調べられない可能性が出てくると。なので今回に関してはその項目上そのまま置いておいて、他の質問との相関、今までの調査で既存で積み上げてきたものがありますので、そういう既

存の積み上げとの相関の比較から自分らしさっていうものをちょっと後追いでいく形で、今回はさせていただけたらということでまとめさせていただいております。これが前回委員の皆様からいただいた預かりを事務局さんのほうと相談して結論付けて進めたところです。事後報告で申し訳ないですけど、実際こういった形で調査のほうを進めさせていただいて、今回収のほうして約半数くらい返ってきているというふうに聞いておりますけど、そういったプロセスを踏んでおります。以上前回からの流れと経過の報告となっております。

それでは次第に行きまして、報告・協議事項に移ります。（1）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(令和3～5年度)の成果と課題についてということで事務局のほうから報告をお願いいたします。

（子ども育成課 和田係長）

皆さんこんにちは、子ども育成課の和田と言います。いつもお世話になっております。私の方からは現計画の成果と課題ということで、この資料のA3のこちらの資料にあります分の施策区分1-2のところと2-1の重点課題の部分について報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、施策区分1-2の保健・医療・福祉の連携につきましては、資料をめくっていただきまして3ページ目にあります医療的ケア児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援について、ピックアップしてご説明をしたいと思います。上から、高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会につきましては、立ち上げが令和元年度になりますけれど、年に1回から2回の開催の中で課題の整理を行いつつ取組を重ねてまいりました。昨年度は災害支援をテーマにしましたところ様々のご意見をいただきまして、在宅酸素をされているお子さんを対象に災害時個別支援計画というのを先行的に作成することになりました。現在も災害時個別支援計画作成の取組は続いておりますけれども、今後も医療的ケア児を取り巻く状況とその課題について検討できる場として定期的開催をしていって、少しずつではありますが必要な施策につなげていけたらと考えております。

二つ目の高知市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業についてですけれども、こちらのかねてより課題であった医療的ケアが必要な方のご家族の休息の確保のために令和2年度から開始している事業となっております。概要としましては普段から関わりのある訪問看護師さんが対象の方に自宅で必要な医療的ケアなどを行いながら見守るという事業でして、1回当たり最長4時間の利用ができるものというものとなっております。事前に配付をさせていただいております、こちらの黄色い冊子「ふくふくまっぷ」の42ページから44ページにかけて詳細を紹介しております。ご参照いただければと思います。ご家族のレスパイトとしましては他にも施設で行うショートステイなどもありますけれども、医療的ケアのある方は特にたくさんの荷物とともに外出しなければならないということと、本人さんが移動によってストレスを受けたり体調が変動したりといった心配ですとか、場合によっては施設のスタッフさんがその方の対応に慣れていないのではないかと不安もご家族さんの中にあって利用を控えているという方もいらっしゃる聞いています。一方で、在宅レスパイトは環境の揃った自宅に慣れた支援者の方が来てくれるので、本人さんとご家族ともに安心で負担が少なくメリットが大きいというふうに考えます。利用実績の方を載せておりますけれども、少し人数としては少ないかと思っておりますけれども、今後も必要な方が利用できるように事業のほう継続していく必要性があるというふうに考えております。

三つ目の医療的ケア児通園支援事業、そしてその下の4つ目の学校における医療的ケアの事業につきましては、医療的ケアを日中に必要とするお子さんが保育所や学校に来られている場合、看護師さんによる医療的ケアが受けられるよう整備している事業となります。内容としては主に訪問看護ステーションに依頼をして、医療的ケアが必要な時間に園や学校に訪問してもらってケアを受けるといったものになっています。もちろんその在籍している子どもさんの状態によっては、単発のこの訪問のケアでは十分ではなく、看護師の配置が必要であると判断される場合には看護師の配置も検討しなければなりません。その都度お子さんの状況に合わせながら必要なケアが提供できるよう体制を整えております。今後もこの体制を継続していく必要があると考えています。

続いて医療的ケアの項目の最後の下の二つの医療的ケア児等コーディネーターに関する取組について説明します。医療的ケア児等コーディネーターというのは、医療的ケア児等に必要サービスを総合的に調整して、関係機関と医療的ケア児とその家族とをつないでいく役割を持つ人のことを言います。高知県が年に1回養成研修を実施しており、令和4年度は保健師4名が受講いたしました。また高知県は南国市にある土佐希望の家という社会福祉法人に委託をして「きぼうのわ」という名称で医療的ケア児と支援センターを設置しており、高知県下の重症心身障害のある方や医療的ケアが必要な方とそのご家族はもちろんですが、医療機関ですとか市町村などの関係機関からの相談にも応じることができるよう体制を整えております。高知市においては現在私ども、子ども育成課のほうが医療的ケア児の総合相談窓口となっております。医療的ケア児等コーディネーターを2名配置されている状況です。他には母子保健課に1名、障がい福祉課の保健師が異動しまして、健康増進課に1名という状況となっています。例えば医療的ケア児の保護者の方から、いついつから保育所に子どもを預けたいというような相談があった場合、単純に保育所等の申請窓口を伝えて終わりではなくて、丁寧に状況を聞き取って子どもさんとその保護者のニーズを探って保育所以外のサービスも想定しつつ、関係機関と連携しながらそのご家族を支援していくというような対応が求められます。連携する関係機関、関係課の保健師等が専門性を持った対応ができるように、関係各課に医療的ケア児等コーディネーターが配置されていることが望ましいと考えます。市職員というのは異動がありますので、今後も関係各課の保健師等が研修を受講できるようにし、相談支援のスキルアップを図っていきたいと考えております。以上医療的ケア児に関連する取組内容について報告いたしました。一番最後のページに指標・目標一覧がありますけれども、ここにあげております在宅レスパイト事業は昨年度までの実績が目標値には達していないということですか、あと医療的ケア児等コーディネーターの配置という点につきましては、安心して相談できる体制づくりを今後もますます充実をさせていくことが必要と考えておりますので、総合評価はBとしております。

続きましてまためくっていただきまして、重点施策の施策区分2-1子どもの成長過程に応じた支援体制の強化について説明いたします。資料の4ページとなります。前回の3月の協議会でもご報告いたしましたので、上の関係機関の連携と基幹相談支援センターのこの二つについては説明を割愛いたしますが、この二つにつきましてはいずれも進捗状況としては順調であるといえます。三つ目の相談窓口や必要な情報の周知のあり方や検討につきましては、令和4年度に支援の必要な子どもたちのための子育て応援ブック「ふくふくまっぷ」、こちらの黄色い冊子ですけれども、この改訂に取り組みまして、2月に高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会にて内容についてご意見をいただきまして、前回3月の本協議会においても案のほうを委員の皆様に見ていただき、校正を終えまして令和5年の

5月に無事完成いたしました。大変貴重なご意見やご指摘をいただきまして、本当にありがとうございました。現在関係機関や保護者の方などに配布をしているところでして、見やすくなったとか大変助かるといったお声をいただいております。事前に委員の皆様には資料で1冊お送りさせていただきましたが、本日余分にお持ちしておりますので、必要な方はどうぞ帰りにお持ち帰りいただければと思います。

続いて一番下のサポートファイル等、情報共有のためのツールのあり方の検討につきましては、前回3月の本協議会で委員の皆様からいただいたご意見を参考にいたしまして、一枚物の啓発チラシを作成し、ご活用いただきやすいようにホームページにも掲載いたしました。保護者の方への周知ももちろん大切ではありますが、関係する支援者の方がその必要性について理解をし、積極的な活用に向けた保護者の方への声掛けや記載に関する支援をしていただきたいと考えまして、関係機関の方がお集りの場面にお伺いをし、改めて活用をお願いをしているところです。本年度に入りましての啓発先としましては、保育園の園長先生方、相談支援事業所、障害児通所支援事業所となっております。また教育研究所での就学相談が5月から始まっておりますが、相談を受ける中でサポートファイルが必要な方に対して手渡しをして周知をしているところです。それに加えまして、先日ふくし交流プラザで開催された福祉機器の展示等を行うキッズバリアフリーフェスティバルというイベントに呼んでいただきまして、高知県の担当者の方と療育福祉センターの川村委員さんとも一緒させていただいて、県の方はつながるノートについて、高知市はサポートファイルについてということでセミナーをさせていただきました。またイベント中の2日間にわたって相談ブースを構えていただきまして、相談や啓発の機会をいただくことができました。委員の皆様からいただいたご意見で障害年金の申請時に役立つというご意見を引用して啓発を行っておりますが、保護者の方はまだピンとこない様子の方も中にはいらっしゃいましたが、支援者の方は、確かに、なるほどというふうな反応が多くて、活用の動機付けになったのではないかと感じています。ありがとうございました。また啓発と並行しまして、サポートファイルの様式の部分でここをこうしたら書きやすい等のご意見をいただくこともありますので、保護者の方が記載しやすいような様式の見直しや形態等については、今後も検討していくとともに周知済みの関係機関のほうもスタッフの入れ替わりがありますので、今後も継続した啓発は必要と考えております。以上ピックアップしての報告にはなりましたが、施策2-1子どもの成長過程に応じた支援体制の強化につきましては、まだこれからという取組内容も含まれておりますが、それぞれ一定の成果をあげておりますことから総合評価はAといたしております。私の方からの報告は以上となります。

(障がい福祉課 坂本)

皆様お世話になっております。施策3-1以降の項目を説明させていただきます。障がい福祉課の坂本でございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。資料は同じものですが9ページのほうになります。重点であります施策3-1相談支援体制の充実についてですが、基幹相談支援センターの後方支援の件数としましては、令和4年度の実績につきましては目標の400件を超える432件というふうになっておりまして、件数につきましては増加傾向となっております。増加要因としましては、目標を職員間で共有しながら相談支援事業所に対して働きかけるなど、ケース対応を通じた後方支援に努めたためというふうに分析をしております。指標・目標にも掲載してあります2番目、3番目のところですが、各会議の令和4年度の実績につきましては、相談支援の連絡会につきまして



は目標6回に対して5件、障害者相談センター会目標12回に対して11回、相談支援検討会は目標の回数と同数の12回となっております。各種会議を通しまして相談支援体制の充実や質の向上に取り組んでまいりました。相談支援の勉強会、研修会等につきましてですけれども、相談支援事業所の人材育成の支援件数というところで、指標目標にも書いてありますけれども10件に対して令和4年度の実績では相談支援検討会で実施しました新任職員研修の1件を計上しております。1件というふうに件数となっておりますけれども4年度には就労検討会、別の検討会さんのほうだったり、特別支援学校の教員の方々との意見交換につきましてそれぞれ実施しております。従来 of 取組は継続してやっておりますけれども、5年度につきましては事例検討会をちょうど7月に開催したところでございます。こういった各研修会であったりだとか、意見交換会などで検討会の取組を通じて地域課題の抽出を行い、自立支援協議会へ上げることができるよう引き続き取り組んでまいります。精神保健福祉相談につきましては、後ほどの項目で説明はさせていただきます。計画に掲げる目標はおおむね達成しております。総合評価はAというふうにしております。今後も相談支援体制の充実を図るため、窓口の整備とともに、相談支援に関わる人材の育成や連携の強化に引き続き取り組んでまいります。

続きまして施策3-2地域生活支援サービスの基盤整備についてです。10ページのほうをご覧ください。指標・目標にあります自立支援協議会の開催の件数につきましては、令和4年度の実績につきましては、目標の4回と同数となっております。今後も自立支援協議会の各検討会での議論を深めまして、地域課題の抽出、課題整理を行いながら障害者の方々の地域生活支援の充実や質の向上、連携強化に引き続き取り組んでまいります。一番上に掲載しております各障害サービスの状況につきましてですけれども、制度の創設以後、利用者・給付費が伸びております。それに伴いましてサービス提供事業所も増加しておりますけれども、参入の進まないサービスにつきましては施設整備補助等を活用して提供体制の確保に努めてまいりました。具体的なものを申しますと、障害者の重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型共同生活援助の整備を優先的に募集し、補助金の支援を実施することで指標・目標の3か所を上回る4か所の指定を行いました。障害サービスに関わる苦情受付件数や実地指導の状況につきましては、記載しております1番下と2番目です。記載のとおりでありまして、事業所数の増加に伴いまして実地指導については少し課題があるような分析になっております。WAM NET、Licoネットなどの運用も引き続き実施しております。目標は達成しておりますけれどもサービスの基盤や各事業所におけるさらなる質の向上について、まだまだ取り組む課題があるような状態なため、総合評価はBというふうにしております。

続きまして施策3-3精神障害者の地域生活実現のための支援についてです。11ページをご覧ください。精神保健福祉相談は年々相談件数が増加していることから、より専門的な相談に対応できるよう精神科医師に加え、心理士の嘱託相談を令和5年度から開催します。精神障害者地域移行促進事業、2番目の項目になりますけれども、令和4年度の実績としまして地域移行代表者会議を9回、地域移行支援者会議を2回、合わせて協議の場を11回開催しております。指標・目標を上回る取組結果となっております。院内説明会につきましては、従来精神科病院においてピアサポーターと入院患者の方々の集合型の対面による取組を実施してきたところでありますけれども、やはり病院の新型コロナウイルス感染予防の関係から院内の説明会が実施できない状態となっておりますけれども、1番下にあります高知市ピアサポーターの養成・育成につきましては、定例会の開催や個別支援で活用できるリカバ

リーストーリーを撮影したDVDの作成、また、地域移行支援に関するポスターやチラシの活用、ピアサポーターの活動紹介を医療機関に対して行いまして、令和5年度さらなる取組を進められるような形で前向きな形で取組を実施しております。総括につきましてですけれども、協議の場の開催については目標を達成できたものの、ピアサポーターに参加してもらう院内説明会が開催できなかつたため、入院患者さんのほうに直接アプローチすることができなかつたという影響もありまして、地域移行支援の目標が60件に対して実績が29件、地域定着支援の目標40件に対して実績が10件ということになっております。令和5年度も引き続き開催方法の工夫や医療機関に向けた働きかけや各種会議を通しながら精神障害者の方の地域生活実現のための支援を進める必要があります。よって総合評価はBとしております。

続きまして重点である施策4-1適性に応じた就労と職場定着への支援と、施策4-2障害者雇用に関する企業等への理解の促進についてです。14ページをご覧ください。高知市の訓練等給付につきましては、施策4-1の2番目に書いておりますとおり増加傾向となっております。令和4年度の就労定着支援の支給決定者数は53人となっております、目標の50人を達成しております。関係機関の方々と構成し、就労に関わる課題解決に取り組む就労検討会ではZoomなどウェブを活用しながら開催に努めまして、資質向上のための意見交換会等継続して実施してまいりました。就労検討会の開催、目標につきましては12回となっておりますけれども、4年度の実績は10回というふうになっております。農福連携研究会は、農家と福祉の事業所の相互理解を深めるため引き続き開催し、今後は好事例を中心に報告会を定期で開催していく方針となっております。農福連携の事例の累積数の指標目標は50例というふうになっておりますけれども、4年度末の実績は45例というふうになっております。実施できていなかった経営者で構成されております高知県中小企業家同友会ディーセントワーク委員会との障害者雇用等の連携に向け、県、高知市と3者で意見交換会を開催する予定となっております。福祉就労から一般就労に移行した障害者の方が利用する地域定着支援サービスについて増加傾向により、今後も企業の方々との連携方法や広報の充実に向けた取組を推進してまいります。以上の取組の状況から施策4-1、4-2ともに総合評価はBとしております。以上で障がい福祉課からの説明を終わります。

(河内会長)

はい。ありがとうございました。ではここから質疑応答、協議に移りたいと思います。委員の皆様からご質問とか何かございますでしょうか。サポートファイルに関しても前回の協議会でかなりご意見いただけたのかなと思うんですけど、それを反映して、工夫してくださったなというのが伝わりました。委員の皆さん少ないですし、良かったらお一人ずつ意見とか、質問とかご発言いただきましょうか。土門委員からかまいませんか。

(土門委員)

僕はこの5月から以前いた会社を辞めて会社を立ち上げています。合同会社My sig代表者の土門です。よろしくお願ひいたします。質問というわけではないんですが、元々相談支援をやっていた関係の中で、相談支援のところで基幹相談支援センターの相談件数っていうのがあると思うんですけど、ここに上がってくる件数というのは特定相談が困っている、もしくは一緒に動かざるをえないから上がっているのかなっていう印象はあるんですが、今後特定相談の相談支援専門員のほうのスキルが伸びていくことで、ここの件数っていうのは減るのかなって疑問があるんで教えていただけたらと思います。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。いつもお世話になってます。先ほどおっしゃられた後方支援を我々基幹相談支援センターがやることと、その他にも研修会、勉強会等々と合わせながら相談支援専門員の資質向上に努めているところですが、これが増えたらいいとか、悪いとかそういうところは考えてないんですけど、相談支援専門員はやはり入れ替わりが激しくて、毎年新任の方も従事されていますので、一定このラインがピークかなとは思っています。ただ数の大小で評価するつもりはないので、また資質向上をどうやって見ていくかっていうような新たな指標も相談検討会で考えていきたいなと思っております。もう一点、主任相談支援専門員制度が始まっていますので、また主任を取得される方も後押ししながら資質向上を図る方法もあるんじゃないかと思っています。ありがとうございます。

(河内会長)

ありがとうございます。

会長からということで関連してなんですけど、見込みの数の根拠というかそれはもともとはどういった形から数値化されているのでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。これを計画策定した令和2年度は、この基幹相談支援センターができて2年目でして、その3年後どのあたりが見込めるかというのは正直これくらいかなというところがあるんですけど、当時は100件も活動できてなくて、やはり基幹がまだまだ皆さんのお力になっていないので、やはり400を目指すというのを職員の士気を高めるためにも掲げたような記憶があります。以上です。

(河内会長)

ありがとうございます。あと関連していくつか、どういった相談とか、どういった障害種別とか、年齢とか何か傾向があれば教えていただきたいです。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。ちょっと分析したところ、特に固有の障害とか、年齢層というのはないんですけど、やはりご本人であるとか、家族の前向きな意向が引き出せなくてなかなかサービスへうまくつながらないとか、例えばサービス事業所と揉めたりとか何らかのトラブルがあるのが大体我々が介入するケースの多いところになっている印象です。

(河内会長)

ありがとうございます。あとどういった経緯で基幹相談支援センターを知って相談につながっているのでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。相談支援事業所が当然我々の存在を知っておられるので、困ったら相談していただくというような場合と、あと我々から各相談支援事業所のこの方ちょっと対応お困りのように思うけれどどうですかと、我々からもアウトリーチするようなパター

ン。あと、相談支援事業所以外の関係機関から相談が来るので相談支援事業所と一緒に動く。その三つが主要ルートになっています。

(河内会長)

ありがとうございます。先ほど来から相談支援専門員の質の課題っていうのが言われてます。どういった課題があって、どういった研修会をしているんでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。まずは相談支援専門員の基本的な技術であるケアマネジメント、アセスメントであったり、プランの立案、モニタリングというプロセスがあるんですけども、そこが特にキャリアがまだ短い方については、少数職場でアドバイスをいただけることも少ないといった現状があるという分析を土門委員だったり、田村委員だったりでご議論している中で現状が分かってきました。なので、まずは3年未満の新任期職員を対象にケアマネジメントの研修をするなど継続実施しております。実際は中堅以上のキャリアアップのための研修は、市としてはまだできていないのかなという実情です。

(河内会長)

ありがとうございました。関連して皆さんのほうからはよろしいですか。例えばちょっと個別の発言の時にしていただけたらと思います。土門委員もよろしいですか。田村委員よろしくをお願いします。

(田村委員)

作業所もえぎの田村です。お世話になっております。私のほうも就労検討会の委員として取組を、施策4-1適性に応じた就労と職場定着への支援というところで参加させていただいてます。意見というよりも、これを取り組んでみての感想と伝言ですが、就労支援事業所自体が高知市内で非常に数が増えてきておまして、ただ就労検討会の中にいろんな企画をして、研修、その就労支援事業所の力量とか底上げっていうことで、資質向上のための研修など意見交換会なども行っていますけれども、そこへ参加していただける就労支援事業所さんの事業所が限られているというか、大体同じ事業所さんが来られているようなイメージでありまして、そこをどういうふうに裾野を広げていくか。その参加できてない方々にどういうふうにアプローチして参加を広げていくかっていうところが、今後の課題かなと思いつながらちょっとそこをどういうふうにしていくかっていうところを考えなければいけないなというふうに個人的には思っているところです。

それとは別にちょっと話は変わりますが、先ほどの基幹相談支援センターの相談件数と別の項目であると思うんですけど、虐待防止センターの相談件数等はこれ件数は今回の2-1のケース数には、虐待防止対応の件数は入っていないということではよろしかったでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。虐待防止センターの数は基幹には入れておりません。

(田村委員)

すみません。ありがとうございました。私のほうからは以上です。

(河内会長)

はい。ありがとうございました。就労のところ14ページなんですけれど、これ数値が全てとは全く思わないですが、ぱっと見全てBなんですけど、このBの解釈をどう解釈したらいいかっていうところがあります。なかなか就労っていうのは難しい部分があるのか、あるいはまた別の要因があるのか、このあたりの課題はどういう認識かちょっと分かる範囲で教えていただけたらと思います。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課の黒岩です。おっしゃるとおり何をもって成果をとるかって非常に難しいんですが、まだ数字は拾えていないんですけど、福祉就労をされている方が一般就労に移った人数がどれくらいいらっしゃるかと、就労移行支援というサービスがあるんですけど、そのサービスを経て一般就労につながった方の割合が5割以上の事業所がいくらかあるとかそういう成果指標が国から示されていて、高知県さんのほうで最終そこを拾っていただけることで成果を見るというのが一つ。もう一つはA型事業所、B型事業所というところがあるんですけども、その利用者が得られる工賃とか、賃金っていうのも高知県さんが平均を毎年出していただけてまして、漸増しているところは把握しているので、その2点から見ると下がってはないのかなというところが今言えるところです。高知市のほうはこの計画の中で検討会とかの回数を掲げていますが、最終はそういった、先ほど言った成果目標に対して達成度がどうかというのを今年度中に評価をして良くなっているかどうかを、というところがあります。以上です。

(河内会長)

あと、田村委員が冒頭おっしゃってた課題についてはいかがでしょうか。何か回答できる。

(障がい福祉課 黒岩室長)

私ばかりですいません。障がい福祉課黒岩です。また就労検討会の中にも当然事務局で入っているので、効果的な参加方法はもう一回練りたいなと思っています。

(河内会長)

はい。ありがとうございます。よろしくお願ひします。それでは市川委員よろしくお願ひします。

(市川委員)

県の障害保健支援課の市川と申します。よろしくお願ひいたします。先ほどの就労系のところで障害福祉施設から一般就労への移行というところで県のほうで調査をしまして、その結果を今ここでご紹介をしたいと思います。県全体では令和4年度の一般就労への移行は、66名の方が施設から一般就労へ移行されております。そのうち高知市の方が30名の方が移行をされているという調査結果でした。工賃のほうですけれども市町村別にはちょっと今手元にデータがないんですけど、このコロナ禍においても増加をしております。4年度が平均で2万969円でした。

そしたらちょっと私の方から意見とかお願いと言いますかありまして、先ほどの工賃のところとも関連しますけれども、県とか市町村は優先調達法というのがありまして、障害者施設とかからできるだけ物品とか委託とかを使ってくださいっていうのがありまして、毎年おそらく調達方針なんかも立てていただいていると思いますけれども、その部分もぜひ努力をしていただいて工賃の方が少しでも上がるようお願いできればと思っております。できたらこういった計画の中に入れていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

(河内会長)

はい。市川委員ありがとうございます。まさにタイムリーというか助かりました。ちょっと勉強不足で分からないので教えていただきたいですけど、66名っていうのは経年比較でいうと多い方なんですか。増えている傾向にあるのか。減っている傾向にあるのかもし分かれれば。高知市の30名っていうのは高知市は把握しているってことですか。これは県の管轄。

(障がい福祉課 黒岩室長)

まだいただけてなかったです。

(市川委員)

申し訳ございません。3年度69名でしたので横ばいです。その前の2年度が61名、元年度が84名でしたので、やはりちょっとコロナの影響があったのかなというところです。

(河内会長)

はい。ありがとうございます。これちょっと私むちゃくちゃ言ってるかもしれないですけど、一般に移行した後にその方がどうなったか、例えば離職したとかそういうのは追えない、追ってないですよ。これ、移行の数値だけっていう数値の意味になりますよね。

(市川委員)

そうですね。ちょっと後追いまではできてないですし、その年度の途中で、あまりケースとしてないと思いますけど、複数回就職をするとそれはダブルカウントになってしまいますので、正確には実人数じゃないかもしれません。

(河内会長)

分かりました。そのあたりの実態はおそらく委員の皆様とか現場の方がよく分かっているところかなと思うので、またご意見等あれば教えていただけたらと思います。よろしいですか。市川委員ありがとうございます。竹岡委員よろしくお願いします。

(竹岡委員)

高知市手をつなぐ育成会の竹岡です。すごく皆さん頑張られてアンケート調査とか人材の育成とか励んでらっしゃるというのがよくこの表を見ると分かります。ありがとうございます。ただちょっと気になるのは、一般就労向けとかその数字だけではなくって、やはり相談事業センターの中にケアのきいたとこと、きいていないとこっていうのが、高知市の相談員をしてまして、ひしひしと感ずることがあります。先日も2～3か月前から相談受けている

ところで、ひきこもりの一件があります。そういうところのフォローがなかなか難しいっていうのも分かっております。ただ相談員としては、もうそれ以上が踏み込めないっていう歯がゆさもあります。そこら辺のところとかB型支援の賃金の問題もですけど、やっぱりいっぱいムラがあるので、それとこの世の中物価傾向でいろんな意味で光熱費からなんやかんや全部上がってるやないですか。それやのに、きちんとお仕事できる人はいいですよ。ただ自分でそれなりの収入の得れない子どもさんが、子どもさんというか障害者の方が漏れるっていう。それがやっぱり親として、私は親としての立場でしかものをよう言わんのであれですけど、やっぱり親亡き後のことを心配したら、生活介護、それからB型支援の子どもに関しての就労の賃金アップとか、そういうのも忘れんと考えてもらいたいかと思います。そこら辺の事業所さんが法律が変わったことによって、賃金を足すことができなくなったやないですか。補助のお金からね。そういうこともできなくなったとこで、グループホームへ入って本人らしくっていう話も出ましたけど、本人らしくできんやないかなって。やりたいことがあっても、例えば映画を見に行きたいとか、どこどこのスイーツ食べたいとか、そういうことがあっても、やっぱりお金と相談せんといかんなるでしょう。親としてはやっぱり残してあげたいですけど、早くに親御さん亡くされたり一人になってしまった方、それから高齢の親御さんで高齢の障害者の方そこら辺の漏れもないのかなってそこがすごく気になります。よろしくお願いします。

(河内会長)

ありがとうございました。何か他に特にないですかね。私も大学の授業で障害福祉とか教えているんですけど、障害の概念が出てきたっていうのは割と産業革命以降で、結局働くっていうことと障害っていうのがセットなんですよ。働く労働っていう概念があるからこう障害っていうのが出てくるっていうことがあります。つまり働けないっていうことが障害につながるっていう。その指標をどう作るかっていう時にやはり医学的な診断で作った経緯っていう中から生まれているんです。就労に注目するとそれはそれでいいことなんだってことなんですけど、もともとは、その働けないっていう大前提がその障害っていうことで、そこは社会が支えていくっていうそういう発想なんですよ。そこを一緒くたにしてしまうと、働けない障害がある方がちょっと価値を低められるというか、生きにくい社会になると思いますので竹岡委員のご意見も含めながら、その計画の中でこういった就労の話とか障害の話とか見ていけたらといいのかなという思いで話は聞いておりました。松尾委員お願いします。

(松尾委員)

松尾です。10ページの日中サービス支援型共同生活援助というところで今年は4か所の指定ができたということですが、入所できる定数、人数4か所合計分かれば教えてください。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課黒岩です。ちょっと确实なところではないですけど、定員20の事業所が3つほどで、もう一つが現在7人か8人くらいだったと思うんですけど、最終定員20を目指していくということで事前に聞いていますので、最終4か所80人あたりが見込まれている定員数です。

(松尾委員)

それともう一つ、この日中サービス型というのはそこに入所したときの生活費及び若干のお小遣いもいると思うのですが金額的にはどうでしょう。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。この日中型に限らずグループホームに必要な費用は、家賃と光熱水費と食費、あと個人が使用されるお金ということで、家賃については低所得者は1万円家賃の補助が公費から出ます。値段設定は事業所さんで様々なんですけど、おおむね8万円から10万円程度はその最低部分のお金がかかるっていうのが一般的です。以上です。

(松尾委員)

なんか立ち入って聞きますが、そのグループホームに入りました、8万から10万のお金がいりますとなったときこのお金の出どころはどうなのでしょう。生保もしくは障害年金を受けていても、それ以上の生活費がかかるように思うのですがどうでしょう。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課黒岩です。障害基礎年金のみの収入である方については当然足りないという話になるので生活保護と組み合わせている方もいらっしゃいますし、働くことで年金プラス稼働収入で生活している人もいます。それは人それぞれだと思います。

(松尾委員)

あれですか。日中サービス支援型の入所者も働いている利用者さんがいますか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。他の従来からあるグループホームと比べますとやはり重度の利用者さんが入居されている傾向があります。就労サービスを使ってる人もいるんですけど多くは介護のサービスを利用の方が多い傾向にあります。

(松尾委員)

最後の質問です。この日中サービス型今後も増やしていきたいと考えておられるでしょうか。手を挙げる事業所さんがいるかどうかにはよるとは思いますけどどうでしょう。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。こういった中度者、重度の障害のある方の受け皿としては入所施設、在宅、グループホームいろいろ構えていく必要があると思います。入所施設は増えませんが、地域の中で支えたとすれば、このタイプのグループホームは一定数今後もいるのではないかと考えていますけれども、ニーズ調査などを踏まえましてどれだけ整備が必要かというのは今年度中に検討して、次期計画には載せていきたいと思っています。

(河内会長)

ありがとうございました。日中サービス支援型共同生活援助の説明をしていただいても構いませんか。



(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。グループホームには3つくらい種類があってその一つがこの日中型って呼ばれるものです。それ以外のグループホームと何が違うのかというと24時間職員が配置されていることと短期入所を必ず併設している。ここが決定的な違いでして、いわゆる重度化、高齢化の方を支えるサービスで特徴のあるグループホームと言えます。以上です。

(河内会長)

ありがとうございました。本当にこう親亡き後の社会資源として入所施設が増設されない中、あるいは入所施設があったとしても今人手不足でなかなかベッド数が埋まらない中、グループホームっていうのは非常に重要な社会資源の一つだと思います。それが増えるっていうのはとても大事なことなんだろうっていうのは理解してます。増えたっていうのは良いというそれは納得です。どうしてこう予想より増えたのかっていうことをちょっと知りたいです。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。なぜ増えたかは分からないです。事業者さんが参入してくれたというのが一つと、あと補助金を優先的に募集したというのが増加要因になっています。ただ聞くに、開設すると割とすぐ定員満床まで、ご利用希望があるということのようですので、需要があることは分かっているので、あとは適正な整備を考えていく必要があると思っています。

(河内会長)

ありがとうございます。今後も同様に増えていくっていうのは、予想されるっていうことでもかまわないですかね。割と複数の法人さんが手を挙げてるんですか。これも言える範囲で構わないですが、特定の法人さんが増やしているっていう動向でしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

現在、4施設のうち1法人が3か所運営で、1法人が1か所運営という状況にあります。

(河内会長)

はい。ありがとうございました。松尾委員が懸念されているのは、やはりそのサービスの質とか、生活の質とかそういう部分だと思いますので、経済的、制度的な背景も踏まえて、あと日中サービス支援型ってなってくるとそこでこう完結してしまって、なかなか外から見えにくいとか、風通しがっていうところもあるかなと思いますので、ちょっとそういった懸念点、量の部分と質の部分っていうのを合わせてみていかなければいけないとこなのかなと思って話を伺っていました。

(障がい福祉課 黒岩室長)

会長その件で、障がい福祉課黒岩です。そのA3の10ページのところを見てください。自立支援協議会の令和4年度のところに日中サービス支援型指定共同生活援助事業者プレゼンテーションという議題で、この協議会じゃない別の協議会でかけたんですけど、ここの中

で、懸念のある質の担保されているかどうかというのを公開の場で事業者から運営状況報告をして協議会の委員から改善点の要望を聞くというような、ここが義務付けられているのもこのサービスの特徴の一つでして、質であるとか向上に向けて一定チェック機能が働いているということも特徴でしょうか。しっかり見ていきたいとは思っています。

(河内会長)

はい。ご回答ありがとうございます。サービス利用される方は重度の方が多いうことで、なかなか重度の方は自ら意思を発することとか発信するっていうのが難しく、なかなかそこら辺も何かあったとしても見出しにくい部分があるかと思しますので、なんかそういったご配慮いただけるとすごく心強いかと思います。はい。それでは川村委員よろしくお願ひします。

(川村委員)

川村です。質問は特にはないんですけども、一つはご報告いただきましたふくふくまっぷであるとか、サポートファイルが本当に充実してるなと思いますし、全国的に医療的ケア児への対応とか、施策をどうしていくのかっていうのは広まってきている中で、高知市さんがすごく分かりやすくサービスの流れであるとか、こういう施策がありますよっていうのを紹介していただくのはとてもいいなというふうに思いました。今日持って帰りたいと思っています。

もう一つは先ほどからたくさん意見出てますけど、相談支援体制の施策区分3のところについてなんですけれども、委員の皆さん方もおっしゃってましたけれども、進捗評価であるとか総合評価を数値化されて見やすい、数値化されることによっては分かりやすい評価っていうところもちろんあるでしょうけど、もしかしたら実績数と評価の基準、基準というか項目って違うことがあるんじゃないかなと思ったりするんですね。一つは先ほどから出てるように基幹相談支援センターでの件数とか、目標値が達成できたから進捗状況がいいっていうことでいいのかとか、農福連携の報告会とか、もう一つありましたね。田村委員さんからも出てました就労検討会とかそういったところでの参加、回数とか参加した事業所数が多くなればいいのか。そこが評価として良いとされるのかっていうところはちょっと違うところもあるのかなと思いますので、せっかくのこういった協議会なので、その評価の視点をどういった項目を挙げているのか、挙げてないのかっていうところなんかも吟味できるのかなと思います。もしかしたら前回そこをされたのかもしれないんですけども、この計画が最終年度なので、やはり最終年度の評価をどういう指標で評価するのかっていうところは、もう少し突っ込んで議論していてもいいのかなと思いますし、加えて農福連携の好事例を中心に報告会を定期的に今後開催していくってことですが、この好事例を報告会を実施し、その後どうなるのかっていう。そこをどう活用するのかっていう、次へつながるような何かステップであるとか、施策が一文あると、もう少し広がりであるとか、活用できてる実感がさらに生まれて、さらに評価につながるのかなというふうな印象を持ちました。以上です。

(河内会長)

ありがとうございます。川村委員の意見に対して何か回答ありますか。意見としていうことでまた課題をどう活かしていくとか、評価の在り方をどうしていくかっていうそうい

った検討を私も事務局さんと相談しながら進めていきたいと思います。最初に評価もきちんとしてくださって、私もいろんな県回って高知県に来てますけど、本当に高知市さんは在宅サービスも充実、一生懸命やってるな、仕事してるなって印象持ってますし、意見等にも真摯に向き合って開拓しようとしてくださってるっていうことはレスパイト等も含めてですけど実感してることですので、その一定の評価をしたけれど課題提示ってことで、受け止めていただけるといいかなと思います。山本委員いかがでしょうか。

(山本委員)

昭和会の山本です。私の方からは疑問が一つと意見が一つです。疑問の方は施策2-1の子どもの成長過程に応じた支援体制の強化の部分なんですけれども、今年の5月に文科省と厚労省が教育と福祉の連携についての合議体を持ちました。その時に厚労副大臣の方が学校の敷居が高いという言葉を残しています。それが何を意味するのかというところです。この連携という言葉は何十年も前から聞いてきた言葉なんですけれども、おそらくこの連携をこれからも言い続けなければならない状況なのかなと思っています。切れ目のないとか連携とかいうことをずっと言ってきておって、今回の高知市の総合評価の中では、Aという評価になっているんですけれども、これと厚労副大臣がおっしゃっていた学校の敷居が高いというその厳しい文言がちよっとそぐわないなって思っています。高知市はひょっとしたらこの連携がしっかり確認できているのかどうか、疑問なところがあります。担当の課においてもほぼほぼ障害関係の部署であってですね、これは例えば市教委とか入らないのかなと思ったりする訳ですね。なぜならば、特別支援学校とか、特別支援学級の人たちばかりが集まって連携の話をするのではなくて、やはり一般の普通学級をおさめる教頭先生なんかはこの状況を知っているのかどうか。実際に門前払いをくらったって話をいくつも聞くので、それを聞くたびにどこに連携とか切れ目のないがあるのかなというのをいつも疑問に思っています。繰り返しますけども、文科省と厚労省の合議体の協議の中で厚労副大臣の、学校の敷居が高いという言葉が福祉新聞のほうで拝見して、やはり協働するためにはある意味、協働する、連携する課とか部署が壁を飛びこえて行かないとだめなんじゃないかと思っています。だから本当にこの評価はAなのかなとか思うし、先ほど川村委員の方からもありましたけれども、評価の指標は何をもってこの評価だったのかなっていう疑問の一つです。

それから意見の方ですけど、先ほど就Bの話が何人かの委員の方から出されていたと思うんですけど、昭和の時代に作業所というのをやっておって、それが平成18年に法律が変わったときに生活介護とか就労継続とかできて分岐していった、その頃はまだ作業所でやっていたときの利用者さんなんかは年齢が若くてバリバリやられておった。やがて時が経ってさらに法律も変わって、それと同時に皆さん年齢もいって、そのなかで就労継続支援B型なんかを継続しているのだけれども、そこに就労継続支援B型の評価については目標工賃がすごく立ってきておって、その工賃の額によって給付費が上がったり下がったりしています。給付費が上がったところにおいては職員の方も多く確保できるのだけれども、低いところは職員を雇うお金もないというところで、そうすると稼げる利用者を選別するようなことになってはいないかなと危惧します。A事業所は目標工賃3万円です、B事業所は目標工賃6千円ですみたいな、そういう差異が生まれてきているのではないかなと思います。だからそういうふうを選別がそこで行われてないのかというのはすごく気になります。来年度の国の施策の方でもおそらく就労継続支援B型について、さらに利用を分岐させるような方向で議論が進んでおると思うんですけども、できたらその方向性がでた後でも、高知市としては、そ

の間に入れるような高知市の独自のサポート体制があったらいいなっていうふうに思うので、まだ先行きは見えていないのですが、意見としてちょっとここに置いておきたいなと思いました。以上になります。

(河内会長)

はい。山本委員ありがとうございました。何か山本委員の意見にレスポンスはありますでしょうか。これ連携のマネジメントは具体的にどなたがされているとかそういうのはあるんでしょうか。具体的に会議を開いてってことでしょうか。

(子ども育成課 和田係長)

子ども育成課の和田と言います。連携の会議としまして、今あるのが計画のほうにも少し関係課の名前を書いているんですけど、子ども育成課と、母子保健課と保育幼稚園課、障がい福祉課、教育研究所、そしてこの会の事務局である地域共生社会推進課が集まって、子どもさんの支援のことを検討する会を定期的に開催しております。この会に教育研究所の特別支援教育班の方は入ってくださっているんですが、山本委員が言われたように通常の学級に関することについて通常の例えば学校の先生だったりとかいうようなところまでは、まだ広げて検討はできてないんですけども、ただ研究所の先生が入ってくださってますので、その中で意見を拾っていただきながら、通常の学級での課題のようなことは、お話はさせてはいただいているかなと思っています。ただそこが十分ではないと思いますし、この元々作らしていただいている現計画のほうにも、37ページになりますけど、事業等の中にその学校との連携というところまでは十分載せきれてなかったと、ご指摘を聞いて感じたところです。貴重なご指摘ありがとうございました。また検討してみたいと思っています。

(山本委員)

山本です。先ほどちょっと言い抜かって、文科省と厚労省の協議体の元々の主訴が、これも何年前かに立ち上がったトライアングルプロジェクト、家庭と教育と福祉の連携というところで、その三者の真ん中にマネージャーを置いて、そのマネージャーが権限をもってしっかり結びつけていく。だから門前払いにならないようにきちんと学校のほうにも渡りを付けて、そのマネージャーがしっかり機能していくっていう図式だったと思うのですね。この障害者計画の前回の時にもこの話をさせていただきましたが、なかなかこれを取り入れる雰囲気ではなかったなって思いましたが、先ほど言っていたように、一般の普通学級の方はある意味ここには存在していない。教育は特殊とか特別とかつく教育が連携しているけど、普通のところはここに存在していないということですよね。私は、ここをぜひもう一歩踏み込んでいけたらなってふうに思っています。

(河内会長)

勉強不足でお恥ずかしいんですけど、そのトライアングル支援は大事だなと思って聞いていました。そのマネジメントは、その計画で誰がするみたいな位置付けになっているんでしょうか。

(山本委員)

その専任については私も今思い出せないのですが、ただしっかり、その三者の真ん中に当事者がいて、連携マネージャーみたいな人もいて、やっていくという図だったと思います。

(河内会長)

私も詰めて研究とか勉強してる訳ではないんですけど、イメージとしては例えば放課後等デイサービスとかがあるやないですか。そこに通ってるお子さんが、そのデイサービスの職員が言うことと、親が言うことと、学校の先生が言うことがばらばらで本人が混乱して、みたいなそういう話があるんですって。例えば、それぞれやっぱ視点は違うので違うのは当たり前なんですけど、けど本人がすごく混乱しているみたいな話があります。そこに、何かこうコーディネートする人がいれば、さっきのトライアングルを本人を中心にして何かできるんじゃないかとかそういう発想だとは思うんですよね。なのでまた、ちょっとご検討いただけたらと思うのと、支援巡回相談98回、この相談はどなたが行かれてるんでしょうか。これは誰がされてるか教えていただけたら。もしかしたらコーディネートができる可能性があるのかなということで質問させていただいています。

(保育幼稚園課 黒岩)

保育幼稚園課、黒岩です。巡回相談支援は保育幼稚園課に在籍している子ども・子育て相談支援員という職員が、各保育所、幼稚園、認定こども園をまわっています。この子ども・子育て相談支援員という職員は、保育所等の園長であったりだとか、学校、特別支援学校の先生だったりとかを退職された先生方に依頼をしてなっている職業になります。

(河内会長)

ありがとうございます。実態はよく分かりました。あと、ここの評価のAの根拠でもないんですけど、どういった観点からAにしているのかということですけど、そこも回答していただいて構わないでしょうか。

(子ども育成課 和田係長)

すいません、子ども育成課の和田です。評価の根拠ですけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、元々の計画の中の事業等に基づいて評価をさせていただいた関係で、ここに要するに載っていないことに関してが十分に評価できてないです。こちらに載っている分については概ね順調にできているということの意味でのAという評価になってますので、よろしいでしょうか。

(河内会長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(竹岡委員)

はい。

(河内会長)

はい、竹岡委員お願いします。

(竹岡委員)

すいません。高知市手をつなぐ育成会の竹岡です。就学前児童のお子さんが市役所の担当課のほうまわっておられることもよく聞いております。ケアがちゃんときている、適性に応じた学校を探してあげる、そういうところがよく聞いております。それと私が知っている限りでは、自分の子供が就学する時よりはずっと一年生に入るときに今ケアがきいていて、教育研究所さんとか、療育センターとか、そういうところのフォローアップも充実していると思います。学校自体も個別支援という形で、教員とそれからサービスを受けているところの事業所さん、それから保護者、本人、それこそトライアングルの形態ができてると思います。ただ、卒業した後のほうが、意外と一か所の相談支援に関わることによって、よくしてもらってる方とそうでない方の格差がすごく出てると思います。ちなみにうちはよくしてもらってますけど、父兄同士いろんな話になるやないですか。仲良しが集まればそういうことも話の中には出てきたりもします。その中でもやっぱり、それとか後輩のお母さんから相談で電話がかかってきた場合も、やっぱり出てからのほうが長いし、学校におる間のほうが守られてたよねっていう話はよく聞きます。すいません、私が知っている限りのことです。ありがとうございます。

(河内会長)

はい、ありがとうございました。実態と新たな課題とかよく分かりました。竹岡委員ありがとうございました。はい、どうぞ。川村委員お願いします。

(川村委員)

川村です。先ほどのコーディネートを誰がするのかというお話なんですけれども、かすかな記憶をもとになんなんですけれども、今までは厚生労働省と文部科学省と一緒に考えていきましょうであるとか、発達障害者支援であれば、そこに医療とか保健とか司法も入って労働ももちろん入って考えていきましょうっていうところが、この5年度からこども家庭庁っていうのができましたよね。私どもの発達障害支援に関しても、この部分は厚労省、この部分はこども家庭庁に関わるとか、或いは、教育機関の連携であれば文科省の施策ももとに考えないといけないことになってきている中で、そのコーディネートを誰がするのかっていうことよりも、例えば、ケースであるとか状況であるとかにいろんなところが関わらないと支援ができませんよっていうことで、皆がてんでバラバラに動くとか、てんでバラバラにそれぞれの立場で意見を言うとかではなく、それらをこの場合は、地域相談専門員さんがコーディネートしますとか、ここは私どもであれば地域支援マネージャーとかっていうのがいるので、そういう者がコーディネートしますとか、たぶん、その局面局面でコーディネートする人って違ってくるんじゃないかなと思うので、国の方針としては、あとで動向の中にもあるかもしれないんですけれども、やっぱり一か所で留めないでいろんなところが関わっていかないといけない、プラスそれをコーディネートする人が必要なんですよ。この局面ではどの人をコーディネーターとして設定しますとか、どういうステップを踏みますかっていうことを考えなさいというプロジェクトかなというふうに思っています。正しいかどうかちょっと分かりませんが。

(河内会長)

はい、ありがとうございます。よく理解できます。実際それでうまくいったらすごくいことなのかなと思いますけども、竹岡委員の経験からうまくいったら、そういうコンセプトでできてるっていうふうに理解してよろしいですかね。

(竹岡委員)

ちょっと質問があります。

(河内会長)

はい。

(竹岡委員)

相談事業センターが個別にやっているとたくさんあるやないですか。そこが、ちょっと難問になったときに相談するところとかいうか、一緒に謎解きをやってくれるっていうところはあるがですかね。もちろん基幹センターっていう立派なものがありますけど、個人的にきちんと報告があって、この難問に対してはこうしましょうというような、それこそコーディネートをやり替えてくれる方っていうのがおるがですかね。

(障がい福祉課 大中課長)

障がい福祉課の大中です。特定相談とかそういうことをおっしゃってるのだと思いますけど、そこで対応に困った場合は正に基幹相談支援センターってところが相談窓口になります。アドバイスをするだけっていう場合もありますし、一緒に伴走するっていう形もあります。一応受け皿としては窓口としてはそういう形になっています。

(竹岡委員)

ありがとうございました。

(河内会長)

はい。ありがとうございます。時間にもなりましたし、ちょっと国の動向も関連するかもしれないので、次の次第に移りたいと思います。それでは報告事項に移ります。国の動向についてよろしく申し上げます。

(障がい福祉課 黒岩室長)

こんにちは。障がい福祉課の黒岩です。A4縦の第1回協議会資料の10ページをお開きください。着座にて失礼します。「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要というタイトルです。大丈夫でしょうか。そこにある1.基本指針というところをご覧ください。障害福祉サービス等の提供体制の充実などを目指し、国が定めるこの基本指針については、これに則した計画を市町村・都道府県が策定するというちょっと指南書みたいなところであると思います。この改正がされておりますので、本日はこの指針の内容について少し説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして、資料8ページのほうをお願いします。少し地域共生社会について説明をさせていただきます。これにつきましては障害のある人のみならず、すべての市民、地域を対象とした概念でありまして、本市の障害者計画の理念と共通するものです。市として広く取り組んでますので、改めて委員の皆様にご周知、説明をさせていただきます。その資料は国の検討会で示された地域共生社会の理念になっております。少し説明します。制度や分野の枠、支援の主体に関わらず人と社会がつながり助け合いながら暮らしていく地域や社会を作るといった考え方でございます。その実現にあたっては福祉分野にとどまらず、まちづくりや環境、教育など他の政策領域に及ぶものとされています。

次、資料9ページをお願いします。重層的支援体制整備事業という、令和3年度に施行されました改正社会福祉法に創設された新たな事業のイメージ図です。高知市では令和4年度よりこの事業を実施しております。それまでの相談体制というのは、障害者、高齢者、子ども、生活困窮者といった対象者の属性ごとに、国の補助金を受けた相談機関というのがたくさんありまして相談対応を行ってきたということです。ただその中には世帯に複数の課題がある方、複雑な課題がある方、制度の狭間の方、いろんな方がいらっちゃって、そういう相談も受けてきたんですけども、例えば国の補助金を受けた高齢者の相談機関が障害者とか子どもの相談を受けてしまうと、その補助金を返せというようなことが起こってきました。それは今までと比べ市民の相談が複雑化しておりまして、制度が追い付いてないと、制度上の問題があるということの意味していると考えております。なのでそういったことを解消するために、この重層的支援体制整備事業というのができたと聞いています。この事業ですと、それぞれの専門性を活かしつつも分野横断的な相談にもしっかりと対応できるということを目指した事業となっています。図のほうにⅠ相談支援というところがありますけれども、まずここはどんな機関であってもしっかり相談を受け止めるという機能が重要だと思います。ここで個別の事案に合わせまして、他の相談機関と一緒に動く場合だとか、社会資源につないでいくというようなことが考えられます。例えば障害福祉サービスにつないだり、居場所を求めている方にはサロンをつなげたりとか、就労を希望されている方は就労機関につなげたり、いろんな社会参加を支援するんですが、それが下にあるⅡ参加支援といわれるものになります。更にそれを続ける中で、例えばもっと障害者の居場所がこの地域に必要なよねとか、この地域にはこんな仕組みが必要だよねといった足りない社会資源が見える化した場合には、右の上にありますⅢ地域づくりに向けた支援ということで、多分野協働で既存の社会資源を強化したり、あるいは新たな社会資源を作るといったような取組を行ってまいります。高知市で具体的に言いますと、市社協さんにおられます地域福祉コーディネーターと呼ばれる方や地域住民の方々、子育て支援センターとか障害福祉分野で言うと、地域活動支援センターといったいろんな関係機関と個別の地域課題を話し合っ、こうやったらいいよねというようなことが高知市の中でも取組が始まってまいりました。

このように3つの、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援をやること、そして大事なのは障害者、高齢者、子ども、生活困窮者という属性を超えて皆でフル活用していくような具体的に実施することが、この重層的支援体制整備事業の一言でいうとそういうことなんですけど、今までできなかったことをできるようにしようというようなことにつきましては、複合化、複雑・多様化した世帯を支えるうえでは、必要だということで高知市も取組みを始めた次第です。

現在、高知市で始めまして2年目なんですけれど、今までやってきたそれぞれの属性に関する専門性っていうのは活かしつつも、分野を超える必要がある事例とか地域課題を有する



場合なんかは、多機関がばっと集まって個別支援会議と言われるものを、オフィシャルにこれは重層的支援体制整備事業のケース会なんですよっていうことをちゃんと位置付けて行うというオフィシャルな仕組みなんかも進めてきたことがあっております。なのでこういったことを繰り返しながら更なる地域共生社会の実現に取り組んでいきたいというふうに考えています。これは障害者計画とは直接関係ないと言えどもすごく関係のあるところですので、ここに当然障害のある市民が中心におられるということも多々あるということをご承知おきください。

それでは次11ページの方お願いいたします。障害福祉計画、障害児福祉計画策定に関する基本指針について、主な事項を抜粋して次は説明させていただきます。

①にあります入所等から地域生活への移行という項目では、重度障害者、具体的には強度行動障害や高次脳機能障害を有する方々の状況把握と課題をしっかりと検討していくことが重要であるということが今回明記されました。また、市町村においては地域生活支援拠点の整備や定期的な協議を行うことについても追記をされています。

②精神障害にも対応したということなのですが、今日実績でご説明したとおり、地域移行、入院されている方の地域移行に必要な支援ニーズの把握に努めると共に、入院後3か月、6か月、1年の退院率というのを評価指標で見っていくんですけども、その目標値の見直しなどがされています。

③就労に関しましては、福祉施設から一般就労へ移行する目標値の設定が見直しをされておったりとか、法改正によって就労選択支援サービスというのが新規に今後できるんですけども、その取組であるとか、一般就労をすでにされている方でどうしても就労系の障害福祉サービスを併用利用する必要がある方が一部いらっしゃるんですけども、そういった取組もできるように改正されています。

④の障害児支援につきましては、現在、児童発達支援センターというのが高知市内に2か所あるんですけども、そのセンターが障害児の発達支援において中核的な役割を担うということが今までよりも強く記載されておりまして、その機能強化に取り組むべしということが規定されました。次に医療的ケア児支援に関しましては、市町村においてコーディネーターの配置を促進することや、支援のための地域づくりといった役割が市町村に求められてきました。

次、飛びまして⑥相談支援体制につきましては、高知市はすでに設置しておる基幹相談支援センターというものが、令和6年4月以降市町村において設置義務化されます。また自立支援協議会という協議会の中でしっかりそこを活性化させていくということも規定されています。

次に⑧地域共生社会の実現につきましては、先ほど申し上げました重層的支援体制整備事業の活用について、この障害福祉計画にしっかり書きなさいよということも求められています。

飛びまして⑬の難病患者支援につきましては、引き続き障害者総合支援法に基づく支援対象であることの明確化をすることと、難病患者本人や難病相談支援センターの意見を踏まえて計画を作りなさいよということが規定されています。

次に12ページをお願いいたします。次期計画の終了年度である令和8年度末において達成を目指す成果指標について国から示されておりまして。この中には都道府県が掲げるものも含まれておりますけども、我々市町村が実情に応じて担うもののうち一部をご説明します。

①にあります施設入所者につきましては、入所者数を5%以上削減すると国の基本指針では掲げられておるんですが、高知市においては従来より重度障害者の入所ニーズが高いことからここは無視しています。維持すると、入所枠は一定高知はいるという考えのもと設定せずに取り組んできましたが、次期計画はどうするかというところを考える必要があります。

③地域生活支援につきましては、先ほど申し上げた強度行動障害の支援ニーズの把握と支援体制整備を進めることが新設されております。

④就労に関しましては、一般就労の移行者数を令和3年度から1.28倍以上にするといった成果目標が設定されておったりとか、障害福祉サービスである就労移行支援、就労定着支援にかかる目標値も設定されています。

次に13ページに移ります。ここでは先ほど言った成果指標の基礎となる活動指標といたしまして、各サービスの利用者などの見込み数であるとか、関係会議の開催数など実績を評価できるように設定するものであり、今後指標を検討してまいりたいと思います。本日は詳細について説明を省略しますのでご覧になっておいてください。以上国の基本指針についてご説明をいたしました。この指針のとおり施策を全展開するというよりは、高知市の実情に合った計画策定が重要と考えておりまして、この他にも本日いただきました委員の皆様のご意見、現在実施中のニーズ調査のご意見などを踏まえまして、次期計画の骨格を検討しまして、今後皆様にお示ししたいと思っておりますので、協議、検討のほどよろしく願いいたします。私からは以上です。

(河内会長)

はい。ありがとうございます。まとめておっしゃっていただいたとおりにかなと思います。報告事項ではありますが委員の皆様よりご意見等ございますでしょうか。

(川村委員)

質問いいですか。川村です。ちょっと質問なんですけれども、12ページの成果目標の③地域生活支援の充実の新規目標、強度行動障害の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるについて、その次の13ページ5の活動指標には具体的な活動指標としては載ってないんですけれども、これは次の計画に載ってくるという理解でよろしいでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。ちょっと今この基本指針を見てるんですけど、多分こういう協議の場を設置して検討するということがそのものが指標で出ていたかと思います。

(川村委員)

なるほど。ありがとうございます。

(河内会長)

はい。実践的にも重要な課題かなと思いますので、参考にさせていただけたらと思います。その他いかがでしょうか。時間的にもちょうどいい時間になってきたので終わりにしたいと思うんですけど、ちょっと最後にですが、私、自転車通勤を1時間近くかけてしています。梅雨時期ですので、この間自転車で通っていると大雨に降られましてびしょびしょになったんですね。雨に降られるだけでも人ってこんなに気弱になるのか、靴下もぐちゃぐちゃ

になりますし、辛い思いをしたんです。子どもの時にはおばあちゃんが傘を持ってきてくれたりだとか、親が送ってくれたりだとか、人の支援ってありがたいなっていうのを改めて思ったりしたんです。大人になったらあんまりそういうこともなくなるんですけども、外の雨っていうのは割と物理的に分かりやすく支援をしてもらいやすいんですよね。けど、一方で私達っていうのは心にもいろんな天気があって雨が降ったり土砂降りになったりするんです。心の雨っていうのは最近とって見えなくなっている気がします。具合的には小中高の自殺が過去最高とか、最近の芸能ニュースなんか見ても心の雨に傘をさすどころか、刺しに行くようなそんな動向すら見て取れるんですよね。そういう見えない雨を可視化してくれるのが、障害がある方の存在なんじゃないかなっていうのを改めて私なんか思ったりします。とりわけ、その心の雨が見えにくい障害の中でもとって見えにくい障害に発達障害っていうのがあります。発達障害の中でもグレーゾーンとか、そういった方の心の雨にずっと寄り添ってこられたのが石元委員なんじゃないかなっていうふうに私は思うんですよね。そういった石元委員が平成31年から関わってくれた思いなんかもくみ取りながら形だけではなくて、やはり障害がある方の心の雨、ひいてはそれは私達にも降る心の雨ですけど、そういうものに、傘がさせるような高知市とかそういうのを目指していけたらいいなというふうに思いながらお話を聞いていました。ぜひ良い計画を今後作っていかれたらと思いますので、今回いただいた意見をもとにしっかりと評価をして次期計画につなげていきたいと考えております。皆さんお忙しいところご参加いただきありがとうございました。事務局にマイクを返します。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。

最後に事務局よりお知らせをさせていただきます。今回は10月初旬頃の開催を予定しております。委員の皆様にはできるだけ早めに開催日程をお知らせしたいと考えております。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして令和5年度第1回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。委員の皆様本日はありがとうございました。